

沖縄県権利擁護推進員養成研修事業実施要項

(目的)

第1条 沖縄県権利擁護推進員養成研修は、介護保険施設、事業所等において指導的立場にある者を対象に、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨の理解及び利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させ、介護現場での権利擁護のための取組を指導する人材を養成することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は沖縄県とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に委託することができるものとする。

(研修対象者)

第3条 研修対象者は、介護施設等（介護保険法第8条各項に規定される事業、老人福祉法第5条の3に規定される「老人福祉施設」及び同法第29条に規定される「有料老人ホーム」をいう。）の施設長、介護主任等、権利擁護のための取組を事業所内で指導的立場から推進することができる職員であつて、沖縄県知事が適当と認めた者とする。

(研修内容)

第4条

(1) 介護施設・サービス事業従事者向け研修

この研修は、研修対象者に、介護施設等における権利擁護の推進について講義・演習・自施設等実習を通じて高齢者虐待防止法の趣旨の理解、虐待の未然防止や早期発見に向けた取り組み及び、利用者の権利擁護の視点に立った介護に関する実践的手法を修得させる。

(2) 講師養成研修

介護施設等において、虐待の発生又はその再発を防止するための措置及び身体拘束等の適正化のための措置を適切に講ずるため、講義・演習等を通じて定期的な研修等の開催についての企画立案から実施運営方法、研修を担う講師の養成等についての実践的手法を修得させる。

(3) (1)、(2)は別に厚生労働省が定める「権利擁護推進員養成研修事業における標準的な研修カリキュラム」を参考に研修を実施するものとする。

(受講手続等)

第5条 研修の受講を希望する者は、所属長を通じて受講申込書（様式第1号、様式1号の2）に所要事項を記載し、沖縄県知事に申し出るものとする。

2 沖縄県知事は、前項による申込があったときは、書類審査の上、受講者を決定する。また、事業を委託する場合は、必要書類を研修実施機関の長あて送付するものとする。

3 前2項によりがたい場合は、別の方法によることも可能とする。

(修了証書の交付)

第6条

(1) 介護施設・サービス事業従事者向け研修

沖縄県知事は、研修修了者に対し修了証書（様式第2号）を交付するものとする。

(2) 講師養成研修

沖縄県知事は、研修修了者に対し修了証書（様式第2号2）を交付するものとする。

(修了者の登録)

第7条 沖縄県知事は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入し、高齢者権利擁護等推進事業における権利擁護推進員として登録し管理するものとする。

(実施上の留意事項)

第8条 沖縄県知事は、事業の実施に当たり、介護保険施設、介護サービス事業所、医療機関、市町村並びに高齢者福祉関係機関等と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

する。

(雑則)

第9条 この要項に定めのない事項については、沖縄県知事が別に定めるものとする。

附 則 この要項は、平成17年4月1日から適用する。

附 則 この要項は、平成19年4月26日から適用する。

附 則 この要項は、平成21年6月16日から適用する。

附 則 この要項は、平成27年6月1日から適用する。

附 則 この要項は、令和4年7月22日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則 この要項は、令和5年4月1日から適用する。

附 則 この要項は、令和6年4月1日から適用する。